

意見書第12号

米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 9月21日

提出者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

米軍輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書（案）

日米両政府は、米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV 22オスプレイを沖縄・普天間基地に配備をすすめようとしています。7月23日には岩国基地に陸揚げされ、試験飛行を経た後、沖縄県普天間基地に配備され、10月から本格的な訓練が実施されようとしています。

オスプレイは、開発段階から墜落事故を繰り返し、ことし4月にモロッコでの墜落事故で2名が死亡したのに続いて、6月14日にもアメリカ・フロリダ州で墜落、7月9日には米国南部で機体の故障で民間空港に着陸して問題になったばかりであります。これまでに少なくとも36人が死亡しており、欠陥機であることが世界に知られています。

オスプレイ配備が強行されれば、「世界一危険な」普天間基地を抱える宜野湾市民への危険が増すだけでなく、米軍ヘリパッド建設が強行されようとしている東村高江など沖縄県内の各基地で運用され、県民全体への危険はいつそう重大なものとなることは明らかであります。

さらに米軍は、オスプレイを山口県の岩国基地や静岡県のカンパ富士に派遣して、東北、北信越、近畿・四国、沖縄・奄美など6つのルートで高度150メートルの低空飛行を含む訓練を想定しています。

沖縄県では、6月17日には5200人の参加で宜野湾市民大会が開かれるとともに、県議会と全市町村議会が反対を決議しています。さらに訓練が計画されている自治体はもとより、全国知事会や米軍基地をもつ14都道県で構成する「渉外知事会」も反対を表明しています。

このように、沖縄県民と国民を危険にさらすオスプレイの配備を強行することは許されません。よって、政府がオスプレイの配備撤回をアメリカ政府に求めることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月21日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣

} 宛

意見書第13号

陸上自衛隊饗庭野演習場における日米合同演習の中止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 9月21日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 小菅 六雄

陸上自衛隊饗庭野演習場における日米合同演習の中止を求める意見書（案）

陸上自衛隊幕僚監部広報部は10月下旬から11月上旬に滋賀県陸上自衛隊饗庭野演習場において、米陸軍第25師団第1-14歩兵大隊（在ハワイ）と陸上自衛隊第33普通科連隊（三重県津市久居駐屯地）が参加する日米合同演習（共同訓練）を実施すると発表しました。

2011年2～3月に行われた合同演習では、市街地戦闘訓練が実施されるなど、「日米軍事一体化」のもとで、これまで以上に、自衛隊の海外派兵のための訓練になることが危惧されます。

1986年以来、過去11回の饗庭野演習場での合同演習では、沖縄・米海兵隊が参加した7回の合同演習のうち、少なくとも3回はヘリコプターを使った訓練を行っており、2003年には危険性が指摘されていた米海兵隊の輸送ヘリコプターCH53も訓練に使用しています。このことから、墜落事故が続発している米海兵隊の輸送機・MV22オスプレイが今後の日米合同演習に使用されるかどうかについて、防衛省報道室は「それは米軍が決めることで、オスプレイを使うとも使わないとも言えない」と滋賀での演習に使用することを否定していないことは重大です。

合同演習は、県民に不安と危険をもたらしてきており、県民の生命、財産、権利、生活に関わる問題として、饗庭野演習場での「合同演習の常態化」は許されません。よって、今回の日米合同演習の中止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月21日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣

} 宛

意見書第14号

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める
意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 9月21日

提出者 野洲市議会議員 梶山 幾世

賛成者 野洲市議会議員 井狩 辰也

賛成者 野洲市議会議員 内田 聡史

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書（案）

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから2007年4月1日より、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となる。今年7月1日に9物質が追加され、現在、77物質が「指定薬物」に指定されている。

しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきた。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので、「お香」「アロマ」などと称して販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。

脱法ハーブをめぐっては、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるという“いたちごっこ”を繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚労省が調査したところ、「違法ドラッグ販売業者数」は本年3月末時点で、29都道府県で389業者も存在することが明らかとなった。

脱法ハーブは覚醒剤や麻薬等の乱用への「入り口」になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できない。今後、青少年をはじめとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、早急な規制強化が急務の課題である。

よって、政府におかれては以下の点について対応するよう強く要請する。

記

- 一、成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。
- 一、指定薬物が麻薬取締官による取り締りの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去できるなど法整備の強化を図ること。
- 一、特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月21日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣 } 宛

意見書第15号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成24年 9月21日

提出者	野洲市議会議員	中島	一雄
賛成者	野洲市議会議員	鈴木	市朗
賛成者	野洲市議会議員	坂口	哲哉
賛成者	野洲市議会議員	梶山	幾世

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

北朝鮮による日本人拉致問題は、国家にとって重大な主権侵害行為であり、かつ許し難い人権侵害行為である。

平成14年、当時の小泉政権下において、北朝鮮は日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が日本への帰還を果たしたところであるが、その後、新たな拉致被害者の帰還は果たされておらず、今も北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待つ被害者にとっては、10年の年月が経過しようとしている。

また、北朝鮮による拉致被害者として17名が認定されているが、認定された拉致被害者以外にも、特定失踪者を含む多くの未認定被害者が存在していると推測される。

政府は、首相を本部長とする拉致問題対策本部を設置し、拉致問題担当大臣を任命して今日まで被害者救出に取り組んでいるが、いまだに具体的な効果を上げるまでには至っていない状況である。

こうした中、昨年12月に北朝鮮の金正日総書記が死去し、後継の金正恩政権へ移行されたところであるが、こうした時にこそ、断固とした姿勢で実質的な交渉を行い、拉致問題の解決へと進めるべきである。

また、金正恩政権発足後、北朝鮮の治安ならびに経済状況は極めて不安定な状況にあり、拉致被害者の安全が侵害される危険性も憂慮されるところである。

よって、国会および政府におかれては、今年を勝負の年と位置付けて、全勢力を傾けて早急に未認定被害者を含むすべての拉致被害者を救出されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月21日

滋賀県野洲市議会議長 田中 良隆

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

} 宛